

第三十六回

大津町農業委員会

令和八年六月十日

第36回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月10日(水) 9:30から11:04

2. 場 所 大津町役場 3階 会議室302AB

3. 出席農業委員 (12人)

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	5番 宮崎 京子	6番 宮崎 恵美
7番 府内 公生	8番 岩本 勝	9番 今村 太
10番 大村 礼美	11番 荒木 博文	12番 津田 恵美

出席農地利用最適化農業委員 (2人)

2番 中尾 信幸	7番 鍋島 定照
----------	----------

4. 欠席農業委員 (0人)

欠席推進委員 (3人)

6番 吉山 一豊	15番 永田 陽一	16番 松永 富幸
----------	-----------	-----------

5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の意見について
日程第8	議案第5号 大津町農地利用最適化推進委員の候補者の決定について
日程第9	議案第6号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 府内 優也 事務局 堀江 大成 ※齊藤事務局長は議会に出席

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和8年6月10日 第36回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。
それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。
す。只今から令和8年6月、第36回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会。開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員全員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。
次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。9番 今村 太委員と
10番 大村 礼美委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。6月の第36回定例総会
は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。6月の第36回定例総会は本日1日をもって終了と
します。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

なお、3条の1につきまして、農業委員会等に関する法律第31条に定める
「議事参与の制限」により、荒木委員は退室をお願いします。

(荒木委員退室)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。議
案書は1Pをお願いします。

農地法 3 条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

定例総会において、調査書の第 2 項第 1 号から第 6 号により判断しております。

3 条の 1、調査書は 1 P、申請地見取図は 1 P～2 Pをお願いいたします。

申請地は大字岩坂地内にある農地 1 筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。大豆の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり 1 号から 6 号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区担当の荒木委員に代わり、現地担当の西村委員から説明をお願いします。

西村委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字岩坂地内の農地です。
申請の内容は、岩坂地内の田 1 筆 5 3 8 m²について売買による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農事組合法人です。元々、譲受人が借りられていましたが、今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため、申請に至りました。
農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 農事組合法人事務所の隣にあるので、問題ないと思われます。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

大村委員 現地調査時の写真を見た上で質問です。農地の真ん中に草が生えている箇所があります。これについて特別な事情がありますでしょうか？

事務局 現地調査時に確認したところ、水道の蛇口があったと把握しています。

大村委員 その蛇口があったとしても大豆は作れるので問題ないという判断で良いでしょうか？

事務局 はい。そのように伺っております。

大村委員 わかりました。

会 長 他にございませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

荒木委員は入室をお願いします。

(荒木委員入室)

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字矢護川地内にある農地1筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。野菜の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、矢護川地区ですので、
今村委員から説明をお願いします。

今村委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字矢護川地内の農地です。

申請の内容は、矢護川地内の畑1筆1, 497㎡について売買による所有権
の移転を行うものです。

譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまっ
たため、申請に至りました。

農業機械等は、所有する耕運機やリース予定のトラクターなどを使用するこ

ととなっています。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
矢護川地区担当は永田推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 永田委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。
なお、見取図につきまして、ゼンリン地図に合わせて作成しておりましたが、実際の農地の形状と相違がありましたので、地籍図を別添資料としてお配りしております。そちらもご確認をお願いします。
申請地は大字岩坂地内にある農地2筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。甘藷の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので、荒木委員から説明をします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字岩坂地内の農地です。

申請の内容は、岩坂地内の畑2筆3, 109㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため、申請に至りました。

農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の4、調査書は4P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。
申請地は大字岩坂地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。里芋の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
譲受人の住所は熊本市西区ですが、大津町や菊陽町を拠点として営農されており、申請地の隣接農地で既に耕作されていることから、調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので、荒木委員から説明をします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字岩坂地内の農地です。
申請の内容は、岩坂地内の畑1筆1, 085㎡について売買による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため、申請に至りました。
農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

3条の4、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2Pをお願いいたします。今回1件の申請がなされております。

4条の1、意見書(案)は5P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。
申請地は大字陣内地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場です。

農地の区分は、水管、下水道管が埋設してある沿道申請地の、概ね500m以内に2つ以上の公共施設があることから第3種農地に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので、藤本委員から説明をお願いいたします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字陣内地内で、大津町浄化センターの北約10mに位置する農地です。

申請の内容は貸駐車場です。申請人は県外在住で、地元に住む親族が、申請者が所有する隣接住居の管理をする際に駐車場が必要であることから申請されております。一部は近隣住民に貸す計画となっております。

隣接地に農地はなく、建物は建設しないことから日照、通風等への影響も問題ないと思われま

す。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

陣内地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、貸駐車場への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第 6、議案第 3 号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 3 号、農地法第 5 条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は 3 P をお願いいたします。今回 2 件の申請がなされており、先月の
継続審議案件と併せて 3 件のご審議をいただきます。

5 条の 1 意見書（案）は 6 P、申請地見取図は 1 1 P～1 2 P をお願いいた
します。

申請地は大字陣内地内の農地です。

1 の転用目的は個人住宅への転用で、使用貸借権の設定です。借受人から見て、
貸付人は祖父に当たります。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていな
い 1 0 ha 未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第 2 種農地」
で、転用は可能です。なお、集落接続に該当することから代替地の検討は不要と
なっています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので
藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字陣内地内で、陣内交差点の東約 4 2 0 m に位置する農地です。
申請内容は個人住宅です。
子どもの誕生により現在の住居では手狭になったことや、平坦地で交通の
便が良い土地であったことから、今回の申請となりました。
申請地が個人住宅になることによって農地の分断は生じず、申請地の隣接農
地所有者に説明を行っていることから、日照、通風等への影響も問題ないと思
われます。
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 農業委員の説明が終わりました。
陣内地区担当は吉山推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預か
っていますか。

事務局 吉山委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 個人住宅への転用で使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局に説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書(案)は7P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で、転用は可能です。なお、集落接続に該当することから代替地の検討は不要となっています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区担当の私が当日不在でしたので、現地担当の西村委員から説明をお願いします。

西村委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、人権啓発福祉センターの南約70mに位置する農地です。

申請内容は貸駐車場です。

半導体関連工場が多く建設され、駐車場の要望もあったことから今回の申請となりました。

隣接地に農地はないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 松永委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2 貸駐車場への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局に説明を求めます。

事務局 5条の3 こちらは先月の第35回定例総会で継続審議となった案件となります。意見書(案)は8P、申請地見取図は机上に配布している別紙をご確認ください。

申請地は大字新地内の農地です。

1の転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当しますが、例外規定の「集落接続」に該当し、転用は可能です。

申請地は農地法第3条許可を得て令和5年度に譲渡人が取得しておりましたが、所有する農地全てを農地として利用している、いわゆる全部効率利用要件について疑義が生じていたため、継続案件としておりました。

その後、熊本県農業会議に確認しましたところ、譲渡人である個人と譲受人である法人は別人格として考えるため、譲渡人側に3条許可の点で問題があっても、今回の5条申請の内容や譲受人自体に不備が無いため、許可を妨げることはできないことを確認しました。

なお、農地法関係事務に係る処理基準の中で、「権利取得者等が、権利取得後において行う耕作又は養畜の事業の具体的内容を明らかにしない場合には、資産保有目的・投機目的等で農地等を取得しようとしているものと考えられることから、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業に行うものとは認められない」とあり、資産保有目的・投機目的等で農地等を取得することに

ついて制限がかけられております。

また、同処理基準の中で、「過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行った者による権利取得は法第3条第2項第1号に該当する」とあり、本人が耕作することなく転用や譲渡した場合についても制限がかけられております。

以上のことから、譲渡人の今後の農地法第3条申請について許可するのは困難であることを確認しました。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を前回ご説明いただいておりますが、再度確認するため新地区担当の岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字新地内で、大津中学校の南約250mに位置する農地です。
申請内容は特定建築条件付売買予定地です。
周辺地域の宅地化が進み、企業の進出により若い世代の増加が考えられ、地域の活性化も期待されていることから今回の申請となりました。
申請地が特定建築条件付売買予定地になることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
なお、事務局から説明があったとおり、今回の転用許可については法的に問題がないことから許可せざるを得ないと考えます。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 農業委員の説明が終わりました。
新地区担当は西本推進委員に代わり、先月の現地担当の大村委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 大丈夫だと思います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

荒木委員 今回、事務局から熊本県農業会議に問い合わせいただき、申請は通るということになりますが、今後の農地法3条申請について許可するのが困難という事ですけれども、永遠にこの状態が続くということでしょうか？それともある一定期間であるのかを教えていただければと思います。

事務局 少なくとも、現在所有している農地が全て適切に管理していることを確認できない限りは話を進めることはできないと考えております。事務局としては今月中を目途に、農地の状態を確認する予定です。その後で農業会議にも方針について相談をする予定です。

岩本委員 この物件は農地としては認めないが、売買して分譲地になるというのは認めるという認識でよかったですでしょうか？

事務局 申請地は耕作はされていませんが農地として取り扱い、申請内容自体も問題がなかったので農地法5条申請については手続きを進めるということになります。今回は、譲渡人である個人が過去に受けた農地法3条許可の要件を適切に行っていないことが問題となっていますが、譲受人である法人は問題ないということになります。そのため農地法5条申請についてはこのまま手続きが進んでいきます。

岩本委員 都市計画課が判断を進めるということでしょうか？

事務局 転用面積が広いため、開発についても同時並行で進めていらっしゃいます。農地法と都市計画の開発については並行して県が許可を出すことになっていますので、農地法5条申請について県が許可を出す場合には、開発の方も許可されます。

岩本委員 申請地の南側に位置する農道は4メートルあるか微妙かと思います。その農道から申請地には橋をかけてあり、出入りはそこからしか出来ないと思われれます。北側はアパートがあり、出入りは不可と思います。4メートルあるか微妙である農道を大型機械が通り、建設するというのでしょうか？

事務局 お手元の図面をもとに説明します。事務局としても詳細に確認はしていませんが、南側の農道を通り建設車両の出入りが行われると推測されます。北側にも道はありますが、こちらは歩道ですので車両の出入りはないものと推測されます。今後、開発が進むにつれて変更点が生じた場合は、農地法側の変更申請も行うように指導をします。

荒木委員 東側から車両を入れる場合は、道路の幅が4メートルあるのではないのでしょうか？新しい計画上の話です。

事務局 新しく作られる道路はお手元の資料で示してあります。4メートル以上無いと開発は認められないと思いますので、そのように設計されているものと認識しております。

岩本委員 図面上は平面に見えるが、現実には勾配がある。

会 長 他にございませんか。

(質問・異議なし)

私から補足ですが、譲受人は農地所有適格法人ではありませんので、譲受人が農地法第3条申請することはありません。

それでは、許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3 特定建築条件付売買予定地への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の意見についてご説明します。議案書は4P～7Pとなります。

今月の申請は13件で、うち12件が一括方式、1件が再配分となります。

申出書面積の合計は58,795㎡(約5町8反)です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画(案)が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は同法同項2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

(2～3分程)

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・質問なし）

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画（案）について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第４号 農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）については、これを決定し、中間管理機構へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程第８、議案第５号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第５号 大津町農地利用最適化推進委員の候補者の決定についてご説明申し上げます。議案書は８Ｐ～１２Ｐとなります。

まず、これまでの経過と今後のスケジュールについてご説明いたしますので、議案書の８Ｐをお願いします。

農地利用最適化推進委員の改選につきましては、農業委員の改選と同時に進めております。令和８年１月に地区別説明会を開催し、各地区から農地利用最適化推進委員を推薦いただくようお願いし、令和８年２月に広報と町ホームページで委員募集の記事を掲載しました。一か月間募集期間を設け、令和８年３月１０日に募集を締め切ったところ、各地区から１７名の推薦がありました。

農地利用最適化推進委員につきましては、本定例会で現農業委員の皆様の評価を経た後、新農業委員会で承認・委嘱を行う流れとなります。

なお、農業委員につきましては、法の規定により、議会の同意を得て町長が任命することとなっておりますので、現在開会中の６月議会に農業委員の任命同意議案を提出しております。議会の同意を得られれば、現農業委員の任期満了後、祝日明けの７月２１日に町長が任命することとなります。

資料２の農地利用最適化推進委員の最終公表資料をお願いいたします。推進委員については、１７名の定数に対し３月１０日の締め切りまでに１７名の推薦があっております。

農地利用最適化推進委員は、法の規定により、農業委員会が委嘱することとなっております。委嘱の方法については法で詳細の定めがありませんので、県農業会議に確認したところ、農水省の説明資料に基づき、推薦・応募の手続きは現農

業委員会、委嘱は新農業委員会で行なうとの事でした。

具体的には、現農業委員会で評価（推進委員として適任か等）を行い、候補者として選定し、7月21日、町長から任命された新農業委員会で委嘱するということになります。

したがって、本日は、推薦があった農地利用最適化推進委員の評価を審議いただくことになります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。只今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

荒木委員 確認は表を見ながら各自行うということでしょうか？

事務局 今から表をもとに、事務局から説明を進めさせていただきます。

会 長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・意見なし）

それでは、これより評価を行い、推進委員の候補者を決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、推進委員候補者評価の審議を行います。事務局より説明を求めます。

事務局 まず、審議に入ります前に、評価をします17名については、法で定めた資格の欠格条項には抵触していないことをご報告いたします。

推進委員は、農業委員のように認定農業者が過半で無ければならない等の法の制約はありませんが、法律で推進委員の委嘱は「農地利用の最適化推進に熱意と識見を有する者」とあります。

推薦受付番号1番から17番の17名の申込者は、地域や農業関係の役員も歴任されており、法第19条に基づく地区推薦者となっています。

つきましては、順番に経歴等を説明させていただきます。

1番は新区の推薦で、おおきく土地改良区理事をされています。

2番は瀬田区の推薦で、地元の区長を歴任されています。

3番は多々良区の推薦で、地区の消防団の班長をされています。

4番は多々良区の推薦で、現農地利用最適化推進委員です。

5番は杉下区の推薦で、地域の中心的存在として活躍されています。

6番は中陣内区の推薦で、地域の中心的存在として活躍されています。

7番は護東区の推薦で、現農地利用最適化推進委員です。

8 番は錦野区の推薦で、元農協職員で、現在区長を務められています。
9 番は室東区の推薦で、現農地利用最適化推進委員です。
10 番は岩坂区の推薦で、地域の中心的存在として活躍されています。
11 番は上大津区の推薦で、前回農業委員を歴任されています。
12 番は今村区の推薦で、地域の中心的存在として活躍されています。
13 番は鍛冶区の推薦で、農協の運営委員を歴任されています。
14 番は中島区の推薦で、地域の中心的存在として活躍されています。
15 番は吹田区の推薦で、現農地利用最適化推進委員です。
16 番は高尾野区の推薦で、農協の総代を歴任されています。
17 番は片俣区の推薦で、地元の区長を歴任されています。
説明は以上となります。

会 長

それでは審議に入ります。

この17名を候補者とするに対して、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・意見なし)

それでは、推薦受付番号1番から17番の17名を候補者と決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、17名を最適化推進委員候補者と決定いたします。

それでは、17名を候補者と決定し、次期の農業委員会へ報告することについて賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、17名を大津町農地利用最適化推進委員候補者として次期の農業委員会へ報告いたします。

続きまして日程第9 議案第6号を上程いたします。

その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局

(事務局次長が資料を説明)

お手元に配布しております「R 8. 6. 10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- ・ 7月の現地調査及び小委員会予定について
(案はR 8. 7. 3 (金) 午前9時00分～ 2階 町民協働ルーム)
- ・ 7月の定例総会予定について
(案はR 8. 7. 10 (金) 午前9時30分～ 3階 会議室302AB)

- ・くまもと農業委員会女性委員の会 通常総会・研修会について
- ・委員改選に係る貸与物の返却について
- ・転用申請に係る疑義案件について
- ・転用の申請状況について
- ・毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について（お願い）

会 長 他にございませんか。

事務局 地域計画変更について周知です。本年度第1回目の変更について大津町農政課より周知がっております。杉水地区と平川地区で変更がっております。担当農業委員には周知済みであり、報告期限が総会前ということもあり既に農業委員会の意見は無しということで返答させていただいております。詳細に知りたいという方は事務局までお問い合わせください。

大村委員 本日が期限で、税制改正に対する要望を取りまとめるようになっていたと思います。例文に記載されていたインボイスに対して強く賛同します。

事務局 本日が締め切りで、この後農業会議にとりまとめの結果を送る予定です。

会 長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和8年6月の第36回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和8年6月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議長 津田 恵美

議事録署名委員 今村 大

議事録署名委員 大村 恵美